

別海町農業委員会議事録

(令和7年12月23日)

○開催日時 令和7年12月23日(火)
午前10時00分から午前11時10分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の取下げについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて |

○出席委員（24名）

会長 27番 信夫重勝
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	4番	阿部良浩
6番	石毛剛	8番	山田良雄
9番	木幡誠	10番	佐々木実
11番	竹花智子	12番	猿谷忠義
13番	畠山友子	14番	市川晴樹
15番	藤田浩義	16番	石田昌敏
17番	及川哲夫	18番	小島正明
19番	斉藤春一	20番	岸本正英
21番	伊藤藤崎	23番	目黒夫光
24番	岡崎知暢	25番	大内敏

○欠席委員（2名）

5番 石森裕治 22番 豊島千秋

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑智明
総務担当 主幹	成瀬広子
農地調整担当 主幹	大山晋作
農地調整担当 主任	沼倉正広
農地調整担当 主事	加藤智也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

11番 竹花智子 12番 猿谷忠義

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年2月3日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席1.1番 竹 花 智 子

議席1.2番 猿 谷 忠 義

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告6件、議案4件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては5番石森委員、22番豊島委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。11番竹花委員、12番猿谷委員。以上2名を指名しますので、よろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今月は1件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、権利を取得した者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。届出に係る土地、〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。権利を取得した日、令和7年10月21日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませ

んか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長 (信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局 (大山主幹)

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年10月30日開催の第29回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和7年11月25日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長 (信夫会長)

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は25件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、24号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年9月29日開催の第28回農業委員会総会、令和7年10月30日開催の第29回農業委員会総会及び令和7年11月20日開催の第30回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、所有権の移転が75件、利用権の設定が16件です。なお、利用権の設定の1号2号については、要請後に農地中間管理機構である北海道農業公社において始期・終期の訂正があり、記載の日付に変更しております。それ以外は、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は所有権の移転の1号から14号が令和7年11月13日、15号から18号、22号から75号が令和7年11月19日、19号から21号が令和7年11月26日、利用権の設定の1号2号が令和7年11月13日、3号から16号は令和7年11月19日となっております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転26号につきましては、○番○○委員、58号59号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第5号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第13条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年11月20日及び同月25日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は4件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は変更が1件、再認定が3件となっております。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、4号につきましては○番○○委員が関係する案件となりますので、議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の取下げについて」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第6号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の取下げについて。令和7年10月30日開催の第29回総会において審議し決定した次の要請について、取下げを行ったので報告する。

今回、取下げを行った要請については、農地売買等事業の貸付けタイプに係る所有権の移転が1件、即売りタイプによる所有権の移転が2件の計3件です。取下げの理由につきましては、いずれも所有権の移転をする者であった〇〇氏の意向により取下げを行うものです。

今後は、再度調整のうえ、来年度、今回同様に農地売買等事業の活用による所有権の移転を行う予定としています。なお、取下げた要請内容については記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては取下げの報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請につ

いて。次の者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づきあつせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は農業公社があつせん対象地を買い入れるにあたって、分筆が必要な土地があったことから、10月総会で取下げの報告を行った案件です。当該地の分筆が完了したことから、再度要請を行うものです。

なお、当該対象地は、〇〇〇〇〇であり、〇〇〇〇〇に分筆しております。それでは議案を朗読させていただきます。

1 あつせんの申出者及び農用地の所在等、第1号、あつせんの申出者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。あつせんの対象地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。申出のあった日、令和7年12月5日。

2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、売渡しの申出に係る農用地の価格や売買の対象とする農用地の範囲等について所有者と農地中間管理機構を含めた利用調整において意向が一致せず、このままでは調整が不調に終わり、農地中間管理機構が当該農用地に係る権利を取得できず、地域計画の達成に資するような利用権の設定等ができなくなるおそれがある。

3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められる。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

（10時25分から10時40分まで休憩）

◎日程第8 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長女の夫に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、義父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である孫に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、祖父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から10年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から10年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借に

より借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である孫に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、祖父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から20年間。

第8号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第9号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第10号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から40年間。

第11号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は〇〇〇円となっております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。なお、5号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは5号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。5号につきまして、21番伊藤委員にお願いします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。経営継承に伴う土地の使用貸借案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の5号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、5号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号の5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、7号8号につきましては、○番○○委員に関するとなりますので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（○番 ○○委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは7号8号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。7号8号につきまして、21番伊藤委員にお願いします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。経営継承に伴う土地の使用貸借案件です。7号につきましては、○○から○○、8号につきましては、○○から○○へ使用貸借となります。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の7号8号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号の7号8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、7号8号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号の7号8号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

ここで、○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号2号11号につきましては、12番猿谷委員。3号4号につきましては、13番畠山委員。6号につきましては、21番伊藤委員。9号10号につきましては、1番羽石委員にお願いいたします。

それでは、1号2号につきまして12番猿谷委員お願いいたします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。1号2号ともに経営継承に伴う使用貸借で特に問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号4号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、御説明いたします。3号4号ともに経営継承に伴い、3号については、○○から○○へ、4号については、○○から○○への3条使用貸借案件です。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。経営継承に伴う3条使用貸借案件です。○○の土地を○○が借り受けるものです。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号10号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。9号ですが、○○から○○へ全地を使用貸借するものであります。10号ですが、法人設立のため○○が法人へ使用貸借する案件となります。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号につきまして12番猿谷委員お願いいたします。

○12番 猿谷委員

はい、御説明いたします。11月の現地調査時に航空写真で確認し、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第2号の議事参与制限以外につきまして委員説明が終わりました。

それでは議案第2号の議事参与制限以外につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第2号の議事参与制限以外を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長(信夫会長)

日程第9 議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(沼倉主任)

議案第3号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は農地売買等事業の即売りタイプによる公社売渡しと買入れが6件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が6件となっております。それでは朗読させていただきます。

1号から6号までの案件につきましては、農地売買等事業の即売りタイプとなり、公社を経由する促進計画を作成することから、複数に分かれた議案となっておりますので、まとめて説明いたします。

なお、所有権の移転時期については、公告日としており、対価の支払い期限は、出し手が令和8年2月20日、受け手が令和8年2月5日、当事者間の法律関係については売買となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

また、所有権の移転の内容につきましては、対価のみを朗読させていただきます。

第1号及び第2号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。調整委員、

羽石委員、目黒委員。

第3号及び第4号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第5号及び第6号、所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

続いて利用権の設定です。利用権の設定につきましても、第1号から6号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

なお、すべての案件で設定する利用権については、始期、令和8年1月25日、終期、令和13年1月24日、調整委員は岡崎委員、石毛委員となっていることをこの場で説明し、以降は朗読を省略させていただきます。

第1号及び第2号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

第3号及び第4号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

第5号及び第6号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、借賃、年間〇〇〇円。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調整に当たられた委員の説明を求めます。

所有権の移転の1号から6号につきましては、1番羽石委員。利用権の設定の1号から6号につきましては、24番岡崎委員にお願いします。

それでは、所有権の移転の1号から6号につきまして、1番羽石委員にお願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。1号から6号まで〇〇の畑を即売りタイプで売買するもので、〇〇、〇〇、〇〇で調整が決まっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の1号から6号につきまして、24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。1号から2号は〇〇から〇〇、3号から4号は〇〇から〇〇、5号から6号は〇〇から〇〇で、いずれも期間満了による更新

で、5年間の賃貸借の案件となっております。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第4号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第4号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの決定を求める。

1 委員名、農地利用最適化推進委員。2 任期、令和8年7月20日から令和11年7月19日。

この議案の提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されておりますが、ただし書きにおいて、遊休農地率が1%以下であり、かつ農地の担い手への集積率が70%以上である農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができると規定されております。

また、本農業委員会は、これらの基準を満たしている町であることを、平成28年10月17日付けで農林水産省から告示されていることから、現在まで推進委員を委嘱しておりません。つきましては、直近の遊休農地率及び農地の集積率が基準を満たしているため、次期の任期である令和8年7月20日から令和11年7月19日までの期間、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととしたいとするものです。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり委嘱しないことに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第31回総会を閉会します。